

多摩区における地域人材育成の取組

～ 区民の参加と協働による地域課題の解決を支える地域人材の発掘と育成 ～



多摩区における現状と課題

- (1) 市民活動団体等における新しい人材の確保が困難になっている。
- (2) 行政との協働により地域課題を解決する担い手が固定化している。
- (3) 団塊の世代の定年退職が2014年にピークを迎え、シニア世代が地域で活動する可能性が高まっている。
- (4) 多摩区内の3大学との連携により、若い世代の人材発掘の可能性がある。

2013年度

「多摩区地域人材育成基本方針」策定

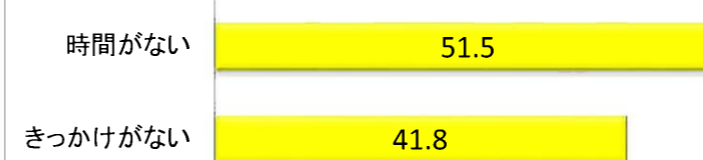
2014年度 (1年次)

- 人材登録制度の創設(11月～)
＜登録 14個人、6団体＞
- 市民活動研修 3回(入門②、スキルアップ①)
＜登録者対象 計12名参加＞
- 市民協働研修 2回(同一内容)
＜区内職員対象 計15名参加＞
- 地域人材の活用(モデル事業2事業)
 - ①地域人材活用による「多摩市民館デー」の実施
市民講師 14教室、約300名参加
⇒2015年度は市民館自主企画事業
「**まちの身近な先生になりませんか**」に発展
 - ②こども支援室との連携による
「子育て支援者実践活動研修」の実施
全7回、受講者13名
⇒2015年度は子育て支援者養成事業
「**2～3才児の親子広場**」に発展
- 市民活動相談 2015年1月～ 随時職員対応

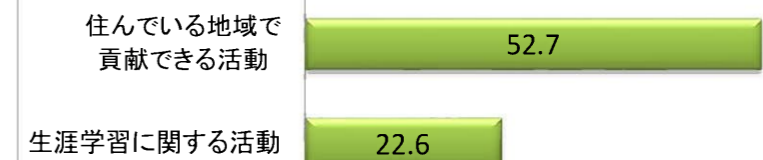
- ◇2015年度以降の取組課題
- (1) 人材登録制度の効果的な市民への周知
 - (2) 社会教育・生涯学習関係以外の分野への拡大
 - (3) 気軽に相談できる体制作り及び担い手の育成

2014年度
「多摩区区民意
識アンケート調査
報告書」より

地域活動を行っていない理由(%)



地域活動への取り組み意向(%)



2015年度 (2年次)

- 地域人材の継続募集
区内の様々な市民活動の取組と連携して人材登録制度の広報を行い、市民活動への参加の「きっかけ」とする。
(地域振興課) まちづくり協議会、町内会自治会など
(こども支援室) 子育て支援者養成、外遊び委員会など
(生涯学習支援課) ふれあいまつり、たまたま子育てまつり
学びのフェア、その他学級・講座など
- 市民活動研修(平成28年1～2月、2回開催予定)
誰でもが参加できる研修を開催し、市民活動への関心を高めると共に、スキルアップを図り、市民活動の「きっかけ」となる研修に取り組み、人材登録を促進する。
- 市民協働研修(平成28年2月、1回開催予定)
職員と市民が共に学び、協働についての相互理解を深め、区の協働事業へ参加する「きっかけ」としていく。
- 地域人材の活用
登録人材を市民講師等の生涯学習で活用すると共に、関係部署や地域の団体と連携して活用を促進する。
- 市民活動相談の実施
職員による相談を継続すると共に、市民活動相談ボランティアを養成する講座を実施(11～12月 全6回予定)し、担い手の育成を図る。

関係部署・地域との連携による
地域人材育成の推進

2016年度 (3年次)

- 地域人材の継続募集
- 市民活動研修の継続実施
- 市民協働研修の継続実施
- 地域人材の活用のさらなる促進
- 市民活動相談及び
ボランティア養成講座(2年目)の実施

- 3年間の実施状況・成果の検証
- 「基本方針」の見直し及び
実施計画の策定

区の
「基本方針」
見直しに
反映

2017～19年度

○新たな「基本方針」に基づく
地域人材の発掘と育成

全
市
的
な
取
組

2
0
1
4
年
度

川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会報告書
提言1【市民活動支援指針】
「今後の市民活動支援の方向性について」
提言2【新しい考え方の整理】
「多様な主体による協働・連携に向けて」

2
0
1
5
年
度

「協働・連携のあり方
検討委員会」における検討

多摩区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多摩区地域福祉計画推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること
- (3) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 公募市民

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、多摩区保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第4期多摩区地域福祉計画スケジュール

